

子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌

ワクチン接種費用の助成をしています

市では、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種の各対象者に、接種費用を全額助成しています。接種は法律上の義務ではなく、任意です。

■対象者：本市に住民登録または外国人登録をしている下表の年齢の人

■実施期間：3月31日(木)まで（平成24年3月31日(土)まで延長する予定）

■接種方法：事前に日時を予約の上、栗東市と草津市の委託医療機関で接種。市内の委託医療機関一覧は下表。市ホームページからもダウンロードできます

■接種時の持ち物：

○ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン

●母子健康手帳 ●すくすくカード ●健康保険被保険者証など（栗東市民であることと生年月日が確認できるもの） ●前回の接種済（未済）証明書（2回目以降）

○子宮頸がん予防ワクチン

●健康保険被保険者証など（栗東市民であることと生年月日が確認できるもの） ●前回の接種済（未済）証明書（2回目以降）

種 類	概 要	対 象 者 ・ 年 齢 など	接種回数など
子宮頸がん予防ワクチン	子宮頸がんは近年 20～30 歳代で増加傾向にあります。適切な時期にワクチンを接種することによって原因となる発がん性ヒトパピローマウイルスの感染が約6割予防できるといわれています。	中学1年生から高校1年生相当（この学年に該当する人）の女子（※）	3回
ヒブワクチン	ヒブ（インフルエンザ菌b型）と肺炎球菌は乳幼児期の細菌性髄膜炎の原因とされる病原細菌で、予防にはワクチンの接種が有効といわれています。	1回目目の接種が	生後2カ月～生後7カ月の2日前まで 4回
			生後7カ月の1日前～1歳の誕生日の2日前まで 3回
			1歳の誕生日の1日前～5歳の誕生日の2日前まで 1回
小児用肺炎球菌ワクチン			生後2カ月～生後7カ月の2日前まで 4回
			生後7カ月の1日前～1歳の誕生日の2日前まで 3回
			1歳の誕生日の1日前～2歳の誕生日の2日前まで 2回
			2歳の誕生日の1日前～5歳の誕生日の2日前まで 1回

※ただし、今年度の高校1年生相当（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ）の女子については年度末からの実施で3回の接種を完了するまでに高校2年生相当となることから、平成23年3月31日までに1回以上接種した場合に限り、高校2年生相当で接種する残りの回数に関しても、助成の対象となります。

市内の委託医療機関一覧

子…子宮頸がん予防ワクチン、ヒ…ヒブワクチン、小…小児用肺炎球菌ワクチン

○…一般外来可（当該医療機関を初めて受診する人（かかりつけでない人）でも接種可能）

△…一般外来不可（かかりつけの人限定）

×…実施しない

医療機関名	住 所	電話番号	接種者受入区分			医療機関名	住 所	電話番号	接種者受入区分		
			子	ヒ	小				子	ヒ	小
あらき内科クリニック	安養寺一丁目	553-4447	○	×	×	パームこどもクリニック	野尻	551-2110	○	○	○
うつのみや医院	十里	552-1888	○	○	○	ひえだ医院	辻	551-5388	○	○	○
片岡クリニック（●）	安養寺八丁目	554-7415	△	△	△	樋上循環器科内科医院	糺五丁目	552-6617	○	○	○
ぎづきクリニック（●）	岡	553-8051	○	○	○	ふじもと医院	霊仙寺一丁目	554-2528	○	×	×
清瀬こどもクリニック	糺三丁目	554-0588	△	△	△	まがらクリニック	十里	551-1500	○	×	×
ごとう医院（●）	御園	559-2782	○	○	○	眞下胃腸科医院	霊仙寺一丁目	553-1041	○	○	○
こびらい生協診療所	小平井三丁目	553-9696	○	○	○	松下クリニック	小柿六丁目	553-6655	○	○	○
三愛小児科診療所	小柿六丁目	553-6656	○	○	○	まるやま医院	野尻	554-8881	×	○	○
耳鼻咽喉科岩崎医院	霊仙寺一丁目	552-8719	○	○	○	栗東雨森診療所	小野	553-8666	○	×	×
大宝医院	糺九丁目	552-3819	○	○	○	栗東はた内科医院	苅原	554-5550	○	×	×
立石医院	北中小路	552-7267	○	○	○	栗東ピースクリニック	手原三丁目	553-3123	○	×	×
ちばレディースクリニック	小柿六丁目	551-5383	○	○	○	渡辺産婦人科	野尻	551-1331	○	×	×
てはらクリニック	手原五丁目	554-1112	○	○	○	済生会滋賀県病院（●）	大橋二丁目	552-1221	○	○	○
はなだ婦人クリニック	糺三丁目	551-2175	○	×	×						

（●）印は必ず事前予約が必要な医療機関です。一度、お問合せください。

* 身体的理由（長期入院）などで栗東市・草津市内委託医療機関での接種が困難な場合は、事前に健康増進課までご相談ください。

市民と共に創る図書館を目指して

市立図書館（本館）、市立栗東西図書館（西館）では、日々サービスの向上、充実に努めています。

4月から休館日を変更

4月1日から休館日を「月・火・祝日」に変更します。休館日を変更することで、平日の開館日が増え、小学1年生が本と触れ合う機会をつくる「おはなし会」を市内全ての小学校で再開するなど、園や学校との連携を強化します。

図書館（本館・西館）休館日

現在 月・火・祝日の 振替日の平日	←	4月1日から 月・火・祝日（但し、祝日が土、日に重なる場合は開館し、水を休館）
-------------------------	---	--

休館日は広報お知らせ版の図書館だよりやホームページでご確認ください。

<http://www.rittocity-library-unet.ocn.ne.jp/>



▲デジジー図書録音機



▲点字ブロックを改修（本館）

障がい者サービスが充実

2つの団体から助成や寄贈を受けて、障がい者への読書サービスが充実しました。

■財自治総合センター宝くじ共生のまちづくり助成事業

●点字ブロックの改修

●ブックカート

●デジジー図書（注1）録音機

■24時間テレビチャリティー委員会

●デジジー図書製作のための備品一式

●携帯型拡大読書機

●大活字図書（注2）

●点字ブロックの修理やブック

カートの増設で、視覚障がい者や高齢者、子どもが安全、快適に図書館を利用できるようになりました。また、本館に設置したデジジー図書を製作できる機器を活用し、市内で活動している「音訳グループたんぽぽ」の協力を得て、視覚障がい者向けに録音図書を製作しています。

（注1）【デジジー図書】：国際規格に基づいて、CD-ROMなどに記録されたデジタル録音図書。劣化せず、長時間録音できるほか目次機能もある

（注2）【大活字図書】：大きな活字で読みやすい図書

◎雑誌スポンサーを募集

市民協働による資料提供

サービスの充実を図るため、

4月から「雑誌スポンサー制度」を開始します。

●雑誌スポンサー制度とは
図書館で提供する雑誌の費用を負担していただく寄付制度です。

●雑誌スポンサーになると
スポンサーとなった雑誌の購読費用を、指定業者にお支払いいただきます。雑誌は、指定業者より図書館に納品され、他の雑誌同様に利用者に提供されます。スポンサー期間中、雑誌の最新号のカバーや書架に、氏名や広告の掲示ができます。氏名の非表示も可能です。

対象：個人、企業、商店、団体
期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日（1年ごと）に延長可
募集期間：3月2日（水）から申込み・問合せ：図書館まで
※スポンサーを募集する雑誌のリストは図書館にあります。希望が重なった場合は先着順です。



▲雑誌コーナー

3月27日(日)、4月3日(日)

転入、転出、転居のための臨時窓口を開設

引越しシーズンの3月下旬から4月上旬は、転入、転出や転居の届出が集中して、窓口が大変混みます。市では、日曜日に臨時の窓口を開設し、住民異動に伴う手続きを受け付けます。

また、住民カード兼印鑑登録証の無料交換（旧印鑑登録証との交換（本人のみ）・自動交付機用パスワードの設定・変更（本人のみ）も行います。

本人確認のために、官公署発行の写真付証明書（運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カードなど）をお持ちの上お越しください。

日時：3月27日(日)、4月3日(日)の
8時30分～17時15分
場所：市役所1階

担当課	取り扱い業務
総合窓口課 ☎ 551-0110 FAX 551-0250	●住民異動届（転入・転出・転居）の受け付け ●外国人登録の受け付け ●印鑑登録の手続き ●印鑑登録証明書の発行 ●印鑑登録証（水色のカード）から住民カード兼印鑑登録証への無料交換 ●住民票の写し、戸籍謄（抄）本などの発行 ※税関係の証明書は発行できません
家庭・障がい福祉課 ☎ 551-0114 FAX 553-3678	●子ども手当の手続き（認定請求書の一部預かりなど） ※児童扶養手当・障がい者手帳や福祉手当などは、後日手続きしてください
税務課 ☎ 551-0106 FAX 551-2010	●国民健康保険税の精算（住民異動に伴う業務のみ）
福祉保険課 ☎ 551-1807 FAX 553-3678	●住民異動に伴う国民健康保険証の発行手続き ●福祉医療受給券の申請書預かり（後日郵送） ●後期高齢者医療負担区分等証明書の預かり（後期高齢者医療被保険者証は後日郵送）
学校教育課 ☎ 551-0130 FAX 551-0149	●小・中学校の転入、転出に伴う就学の手続き（就学通知書交付などの事務） ●区域外就学、指定校変更の手続き
幼児課 ☎ 551-0424 FAX 551-0149	●幼児園・保育園・幼稚園の入園申込み ●退園申出の受け付け ●保育料の収納業務

※上記以外の業務は取り扱いできません。詳細は事前に各担当課に確認をお願いします。（介護保険や妊婦健康診査受診票の申請は後日、手続きしてください。）

※水道を使うとき、または使わなくなる場合は、その4日前までに電話連絡をしてください。問合せ…上下水道課 ☎ 551-0135

※他の行政機関に問い合わせが必要となるものなど、当日手続きができない場合があります。

※戸籍届出関係は預かりとなり、平日の 8:30～17:15 に来庁していただく場合があります。

守っていますか！ ペットの飼い方とマナー

ペットは、人と同じ命あるものです。次のことを守って、責任を持って飼いましょう。

家の中で飼うペットにふん・尿をする場所のしつけをするのと同

じように、散歩中もふん・尿をしたときは必ず後始末をしてください。（ふんは、汚れた場所を拭き取り、持ち帰る。尿は、ペットボトルなどに水を入れて持ち歩き、

汚れた場所を洗い流す。）また、猫は、自分で自由に散歩に出掛けます。ふん・尿は専用のトイレを設置するなどし、飼い主の敷地内できるようにしつけ、近

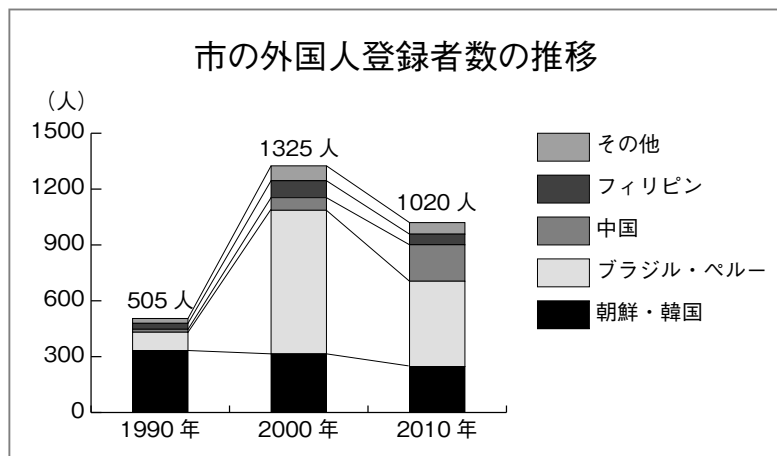
所の迷惑にならないように気を付けてください。

問合せ：生活環境課
☎ 551-0341 FAX 552-7000

国籍や文化、言語の違いを超えて

多文化共生のまちづくり

市の外国人登録者数は、平成22年12月31日現在、1020人で、20年前と比べると約2倍に増加しました。総人口に対しては1・57%で、100人に1人は外国籍ということになります。外国籍住民の日本での在留資格は、就労ができる定住者や永住者が多く、外国籍住民は一時的な隣人ではない状況といえます。



外国籍住民の中には、日本語が理解できず生活に必要な情報を十分に得られなかったり、文化や生活習慣の違いにより地域になじめず孤立してしまったりする人もいます。活力ある地域づくりを目指すためには、外国籍住民が地域社会の構成員として自立し、外国籍住民と日本人が協働して地域づくりを進めていくことが重要です。

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

（出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月総務省）

「地域社会の構成員として共に生きる」とは、どういうことなのでしょう。お互いを理解し合うことが最初の一步です。

- まずはあいさつから。気軽に声を掛けてみましょう。
- 外国の文化や習慣を理解しまし

よう。

- 祭りや運動会など地域のイベントに誘ってみましょう。
- 国際交流や日本語指導などのボランティア活動に参加してみましょう。

- お互いの違いを認め、一人ひとりを大切し、互いに助け合う関係を築きましょう。

市では、栗東国際交流協会と協力しながら、外国籍住民と日本人の交流を進めています。

多文化共生イベントの開催

「世界と出会う交流広場in滋賀がいいもん市」を昨年11月に、「りっとう多文化交流フェスタ」を2月に開催し、外国料理や外国音楽などの文化を紹介。多くの市民が交流しました。



▲多文化交流フェスタでフラメンコ体験

日本語教室の実施

毎月第2・第4土曜日の午前中、日本語の読み書きが苦手な外国籍

住民を対象に、栗東国際交流協会のボランティアスタッフが、日本語の指導をしています。

5カ国語の生活ガイドブックの新規作成、日本の制度説明会の開催

日本で生活する上で必要な情報を5カ国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）に翻訳し、ガイドブックを作成しました。また、健康保険制度や税金に関する制度の説明会を開催し、外国籍住民の自立を支援しています。

生活相談窓口の設置

毎週水曜日の午後、栗東市役所に生活相談窓口を開設。ポルトガル語通訳を配置しています。

身近にある多文化共生や国際交流について考えてみませんか。国際交流・多文化共生に興味関心のある人は、ぜひ連絡してください。

問合せ：協働まちづくり課

国内・国際交流係

☎ 551-0290 FAX 554-1123

栗東国際交流協会（RIFA）

☎ 551-0293 FAX 554-1123

身体障がい者デイサービスセンター

4月から自宅で入浴困難な児童の入浴サービスを開始

市では身体障がい者デイサービス事業を総合福祉保健センター（なごやかセンター）で実施し、在宅の障がいのある人の日中活動



▲身体障がい者デイサービスセンター

の場や入浴サービスなどを提供しています。

4月から、児童の入浴サービスなども開始し、利用対象者の拡大などの変更を行います。ぜひご利用ください。

利用対象者：市内に居住する自宅で入浴困難な65歳未満の在宅の障がい者（児）で、障がい程度区分認定調査および障がい児の調査を受けている人

開館日：火・土（祝、年末年始は除く）

開館時間：8時30分～17時15分

（利用時間については要相談）

利用料金：下表の通り

利用申込方法：家庭・障がい福祉課に申請書を提出し、利用希望日や障がい状況などをお伝えください

※身体障がい者デイサービスセンターの見学や体験利用も可能です。詳しくはお問合せください。

問合せ：家庭・障がい福祉課
☎ 551・0113 FAX 553・3678

①利用負担額

利用時間	利用負担額
4時間未満	250円
4時間以上6時間未満	420円
6時間以上	550円

・生活保護世帯および市町村民税非課税世帯の利用負担額は無料。

②入浴サービス利用料金

入浴サービス利用料金	1回 500円
------------	---------

・利用負担額と入浴サービス利用料金の合算金額の上限は、1カ月15,000円
・食事代など個人に係る費用は実費負担

皆さんのご協力で進んでいます 家庭ごみの減量

昨年4月から、ごみ処理費用の一部を市民の皆さんにご負担いただく、ごみ処理有料化を実施しています。

昨年の広報7月号で4月の家庭ごみの収集量を掲載しました。今回は、4月～12月までの家庭ごみの収集量について、前年の同じ期間との比較をしながらお知らせします。

の切り替え前に大量に収集しているため、単純な比較はできませんが、皆さんのご協力により可燃ごみ、その他プラスチックなど、全体的にごみ種について収集量が減っています。

ごみの減量化に引き続きご協力をお願いします。

問合せ：生活環境課

☎ 551・0341 FAX 552・7000

家庭ごみの収集量（4～12月）

単位：トン

種別	平成22年	平成21年	減量率 (H21年比)
可燃	5,921	6,925	14.5%
破碎	309	670	53.9%
その他プラスチック	706	800	11.7%
金属	141	172	18.0%
びん	261	274	4.7%
古紙・古着・電池	1,831	2,151	14.9%
ペットボトル	98	99	1.0%
計	9,267	11,091	16.4%

